

議題2 諮問について

- ②次期「佐世保市障がい者プラン及び佐世保市障がい福祉計画、佐世保市障がい児福祉計画」の策定について

佐世保市障がい者プラン及び第8期佐世保市障がい福祉計画、第4期障がい児福祉計画について



## 障がい者プラン、第8期佐世保市障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画について

### 1 計画策定の概要

「障がい者プラン」は、障害者基本法に基づいて市が障がい者の状況等を踏まえ、障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画である。国の「障害者基本計画」と「都道府県障害者基本計画」を基本としている。

「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、障がい者プランを基礎に、障がい福祉サービス・相談支援・障がい児支援などの必要量を見込み、提供体制の確保を計画的に図ることを目的とした、3年を1期とした短期の計画である。

現在は、平成30（2018）年に「障がい者プラン」、令和6（2024）年3月に「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」を策定し、障がい者施策を進めている。

令和7年度は次期「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」の参考とするためアンケート調査を行い、障がいの重度化や高齢化により、障がい福祉サービスの利用ニーズが多様化している現状の把握を行った。

終期を迎える2つの計画について、令和8年度末までに新しい「佐世保市障がい者プラン（令和9年度～17年度）」、「第8期佐世保市障がい福祉計画」及び「第4期佐世保市障がい児福祉計画」（令和9年～11年度）を同時に改定するものである。

### 2 根拠法令

	名称	根拠法令	法令で定める名称	内容	R9年度	R10年度	R11年度	R12～
A	障がい者プラン	障害者基本法第11条第3項	市町村障害者計画	市町村が地域の実情に応じた障がい者施策の基本的な方向性を定めるもの	障がい者プラン R9～R17			
B	障がい福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法 以下「法」という）第88条	市町村障害福祉計画	障がい福祉サービスの提供体制の確保等に関する実施計画	第8期障がい福祉計画期間 R9～R11			次期計画
C	障がい児福祉計画	児童福祉法（以下「児法」という）第33条の20	市町村障害児福祉計画	障害児通所支援の提供体制の確保等に関する実施計画	第4期障がい児福祉計画期間 R9～R11			次期計画

### 3 計画策定・実施期間について

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
国	障害者基本計画（第5次） R5～R9				次期障害者基本計画（第6次） R10～R14					
	第6期 R3～R5	第7期障害福祉計画期間 R6～R8		第8期障害福祉計画期間 R9～R11		次期障害福祉計画期間 R12～R14				
	第2期 R3～R5	第3期障害児福祉計画期間 R6～R8		第4期障害児福祉計画期間 R9～R11		次期障害児福祉計画期間 R12～R14				
県	第4次（改訂） H31～R5	長崎県障害者基本計画（第5次） R6～R10				次期障害者基本計画 R11～R15				
	第6期 R3～R5	第7期障害福祉計画期間 R6～R8		第8期障害福祉計画期間 R9～R11		次期障害福祉計画期間 R12～R14				
	第2期 R3～R5	第3期障害児福祉計画期間 R6～R8		第4期障害児福祉計画期間 R9～R11		次期障害児福祉計画期間 R12～R14				
市	障がい者プラン H30～R8				障がい者プラン R9～R17					
	第6期 R3～R5	第7期障がい福祉計画期間 R6～R8		第8期障がい福祉計画期間 R9～R11		次期障がい福祉計画期間 R12～R14				
	第2期 R3～R5	第3期障がい児福祉計画期間 R6～R8		第4期障がい児福祉計画期間 R9～R11		次期障がい児福祉計画期間 R12～R14				

障がい者プラン、第8期佐世保市障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画に係る策定スケジュール案  
R8.5.21現在

年	月	保健福祉審議会	障がい福祉計画・障がい児福祉計画	
令和8年	4月	上旬		
		中旬		
		下旬		
	5月	上旬		
		中旬		
		下旬	○審議会 諮問	
	6月	上旬		
		中旬		
		下旬		
	7月	上旬		
		中旬		
		下旬		
8月	上旬		◆第1回障がい者福祉専門分科会(現計画の現状分析等)	
	中旬			
	下旬			
9月	上旬			
	中旬			
	下旬		◆第2回障がい者福祉専門分科会(計画案検討)	
10月	上旬			
	中旬			
	下旬			
11月	上旬			
	中旬			
	下旬			
12月	上旬		◆第3回障がい者福祉専門分科会(計画案承認)	
	中旬	計画案について 議会中間報告	市としての計画案作成 パブリックコメントの実施	
	下旬			
令和9年	1月	上旬	◆第4回障がい者福祉専門分科会(最終案承認)	
		中旬		
		下旬		
	2月	上旬		
		中旬		
		下旬	○審議会 答申	
	3月	上旬		
		中旬		計画案について議会報告
		下旬		◇完成

専門分科会による審議

細部調整

修正作業

市長決裁  
冊子印刷